

令和4年

第7回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和4年10月24日(月) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第7回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 10月24日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第156号

令和4年第7回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和4年10月17日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和4年10月24日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

（1）令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第93号	令和4年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)	市 長	令和4年 10月24日	令和4年 10月24日	原案可決

開会日（令和4年10月24日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		成	〃	前	里	光	健	〃
下	地	信		男	〃	西	里	芳	明	〃
新	里			匠	〃	長	崎	富	夫	〃
狩	俣	政		作	〃	友	利	光	徳	〃
山	下			誠	〃	上	里		樹	〃
池	城			健	〃	栗	国	恒	広	〃
上	地	堅		司	〃	上	地	廣	敏	〃
仲	間	誉		人	〃	平	良	敏	夫	〃

令和4年

第7回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和4年10月24日(月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）議事日程第1号

令和4年10月24日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議案第93号 令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）会期日程計画表

令和4年10月24日（月）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
10月24日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）会議録

令和4年10月24日（月）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（閉会＝午前10時37分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（23〃）	平良敏夫〃

◎欠席議員（2名）

議員（5番） 富浜靖雄君

議員（24番） 山里雅彦君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	福祉部長	仲宗根美佐子君
副市長	伊川秀樹〃	総務課長	豊見山徹〃
企画政策部長	垣花和彦〃	財政課長	国仲英樹〃
総務部長	與那覇勝重〃	福祉政策課長	上地俊暢〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 下地貴之君

次長補佐 砂川晃徳君

次長 仲間清人〃

議事係長 国吉たかよ〃

令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）諸般の報告書

令和4年10月24日（月）

	<p>令和4年第6回宮古島市議会定例会（9月）で議決した「中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議」については令和4年9月7日付、「下地島空港周辺の県有地明け渡しについて再考を求める意見書」、「宮古島農業振興地域整備計画の変更に伴う沖縄県の同意について宮古島市の意見を尊重するよう求める決議」については、令和4年9月29日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の兩名から令和4年8月分例月出納検査結果報告があった。</p>
10月6日	<p>城辺地区で行われた「宝塚医療大学学生寮」地鎮祭に出席した。</p>
10月15日～ 17日	<p>16日、兵庫県尼崎市内ホテルで開催された「2022年関西ふるさとまつり」に長崎富夫副議長が出席し、郷友会の方々と親交を深めた。</p>
10月16日	<p>城辺公民館で開催された「城辺ふれあいまつり」開会セレモニーに出席し、テープカットを行った。</p>
10月17日	<p>座喜味一幸市長から、令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
10月19日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日10月24日の1日間とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和4年第7回宮古島市議会臨時会（10月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告及び「宮古島市議会の個人情報保護に関する条例」の令和5年3月定例会での議会運営委員会提出についての事前周知を行った。</p>
10月21日	<p>未来創造センターで開催された「第17回宮古島市民総合文化祭」のオープニングセレモニーで、祝辞を述べ、テープカットを行った。</p>
	<p>以上</p>

◎議長（上地廣敏君）

ただいまから令和4年第7回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

10月17日、座喜味一幸市長から令和4年第7回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

10月19日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日10月24日の1日間とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかにつきましては、配付済みの報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において新里匠君及び下地茜君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日10月24日の1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日10月24日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第93号、令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和4年第7回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第93号、令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）。今回の補正は4億9,854万6,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ397億6,449万8,000円と定めてあります。

以上、ご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第93号に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新里 匠君

令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

この予算なんですけれども、歳入の16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金のほうで、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金ということで4億9,854万6,000円ついておりますけれども、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のほうで、これ内訳として、住民税非課税世帯分というところと、あと家計急変世帯分というところがあるんですけれども、これ住民税非課税世帯分は自動的に宮古島市の非課税世帯について補助されるというところであるのか。そして、もう一つ、家計急変世帯分のこれは申請なのか、そういう対象がいるのかということも教えてください。

もう一つなんですけれども、その給付の方法は申請なのか。要は電力、ガス、食料品というその縛りがあるんで、これに例えば領収書があったりするのこの証明するものを持って行って申請するのか、もしくはこれに充ててくださいとって一律で配るのかというのを教えてください。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

住民税非課税の世帯は一応9,500世帯となっておりますが、これは税情報でそのまま本人、非課税世帯の自宅に確認書を届ける予定となっております。確認書が届きましたら、申請とかではなくて、住民税非課税の世帯は確認書に確認事項を記載して返送するということとなります。

家計急変世帯につきましては本人の申請が必要になりますので、令和3年度の令和4年1月以降に予期せぬ収入減少により住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯となりますので、本人からの申請が必要となります。申請に対しては、領収書とかによる証明ではなくて、1世帯に5万円ということで全世帯に給付が行く予定となっております。

◎新里 匠君

まず、住民税非課税世帯分については、確認書を送って、その確認書に記載をして申請をすると。その申請がされてからどれぐらいで給付されるのかなというところも教えていただきたいです。

それと、家計急変世帯分について、本人からの申請であって、先ほど少し聞きにくかったんですけれども、令和3年から令和4年1月以降ということを言われたかなと思うんですけれども、これはどっちなんですか。令和3年から令和4年1月なのか。いつまでのところで予期せぬ家計の急変があったというところで、この対象となる期間を明確に教えていただきたいのと、あとこれジャッジをしないといけないですね。そのための基準で、これは急変していますよというのは、どれぐらいを急変とみなすのかというのを教えていただきたいと思います。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

家計急変は、令和4年1月以降から今年12月31日までの家計急変があった世帯となります。家計急変は、非課税相当の収入になった世帯ということになります。

確認書が届いてから給付が入るまでの期間は、約3週間を見込んでおります。

◎新里 匠君

先ほど答弁で、令和4年1月以降から12月31日までということでありますけれども、ということは申請が12月31日以降も受付できるという話だと思うので、これいつまでできるのかというところを教えてください。これは100世帯と書いてあるんですけども、この期限を要は例えば2、3月と区切った場合に、3月までの間にこの100世帯を超える場合のその対応についても教えてください。

あとは、住民税非課税相当の世帯というところが幾らからなのかというところの、市民も見ていると思いますから、ご説明をお願いします。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

期限は12月31日までとなっておりますが、確認書の提出期限は基本1月31日が提出期限となります。

3月以降に申請をした場合ということでございました。すみません、休憩……

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時11分）

再開します。

（再開＝午前10時12分）

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

1月31日を超えた場合ということですが、基本が1月31日となっておりますが、国のほうでは3月31日までに支給決定をしたものについては全額国庫補助で認めとなっておりますので、その分につきましては基本1月31日ですが、どうしてもやむを得ない事情でという場合については対応していきたいと思っております。

1月31日時点で100件を超えるようなことがあれば、随時補正等を通して追加をしていきたいと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時12分）

再開します。

（再開＝午前10時13分）

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

確認書と同様、基本1月31日の申請となります。

（議員の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時13分）

再開します。

（再開＝午前10時13分）

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

非課税世帯相当とは、扶養がいらっしゃる場合といない場合になりますが、扶養がない場合は所得38万

円ということになります。扶養がいる場合は、1人ずつ扶養について金額がちょっと変わってきますけど、例えば扶養人数がお一人だと82万8,000円、3人だと138万8,000円相当ということになります。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

すみません、先ほどの所得のところについて、ちょっと補足があります。

収入だと単身世帯で93万円ということになります。申し訳ありません。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

補正予算書の6ページ、12節の委託料870万円計上されておりますが、どこに何をどのように委託をするのか、その内容、内訳について説明をお願いいたします。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

委託料についてご説明します。

まず、委託先はまだですが、システム改修費に208万4,000円というふうにかかります。それから、封入、封緘作業に348万3,000円の委託です。それから、今回はコールセンターのほうに委託を予定しておりますので、コールセンターに313万3,000円を予定しております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

こちら今、住民税非課税世帯のお話がありましたが……すみません、家計急変世帯ですね。家計急変世帯は100世帯を見込んでいるということですが、この家計急変世帯、今基準の非課税世帯相当ということで説明いただいているんですけども、今コールセンターのお話もありました。自分がこの基準に合っているかどうかという相談に関しては、コールセンターでということなのか。また、例えばホームページでもそういう記載がされているということで、この案内といいますか、その部分どうなっているのかお聞かせください。

あと、これプッシュ型ということで、これ申請主義でありますので、その返信を行った上で早くて3週間ということですが、全国大体都道府県7割程度が11月ぐらいをめどにという話なんですけども、早い段階のかなり返信も早い方でこの本市においては早くてどれぐらいで給付が可能なのか、この点に関してお答えください。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

早くての給付金の時期、11月下旬には確認書を送りますので、それから早くて二、三週間で返書があった場合、12月中旬から下旬ぐらいに一番早い方たちには給付作業が行えるかと思っております。

もう一つ、家計急変世帯等のコールセンターの対応ということでございましたでしょうか。

（議員の声あり）

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

はい。家計急変世帯の確認については、庁内の事務局のほうで行いたいと思っております。コールセンターは、あくまでも給付作業の確認等の問合せになります。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからもちょっと2点ぐらい質疑したいと。

まず、この家庭急変世帯の扱いですけど、先ほど2か月分の領収書という感じで答弁があったかなと思うんですけど、違う。これはどこをどういうふうな感じで基準にするんですか、それを教えてください。

あともう一つ、電力、ガス料金も、食品等も含めてそれに対する補助金だということですけど、例えば電力、ガス、いろんな基本料金とか、燃料調整基金とか、これ全部合算して一月幾らという感じでガス料金、電気料金設定してくると思うんです。そこら辺も全部この一月の、例えば電気料が幾らでしたよというものに対しての補助金なのか、もう一世帯当たり、はい、5万円ですよというような補助金なのか、その辺も含めて答弁をお願いします。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

家計急変世帯等については、領収書とかそういうものが必要ということではなくて、非課税世帯相当の収入があった世帯、令和4年1月以降に非課税世帯の収入になった、予期せぬ収入減があったということでの家計急変世帯ということになります。電力とかガス代の急変とかというか、それだけではなくて、領収書が必要ということではなくて、家計急変世帯に対して一律5万円を1世帯に給付するという事業でございます。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

電力、ガス、食料品等の価格高騰に関するご質疑がございましたけれども、これは国のほうで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るいろいろな支援事業がございまして、この部分につきましては9月9日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支援策の一環として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分という部分が設けられております。今回の給付金については、この事業の中の一環として実施されているということですので、特に電力、ガス、食料品等の領収書、そういうものが必要ということではございません。ただ、名称として交付金の中に、価格高騰分の支援制度の中にこういう名称で新しく事業が設けられたということでございます。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。質疑というか、要望もここの場でちょっと申し上げたいと思うんですけど、国がこんな感じでコロナ対策で今回電力、ガス、食品等もやっています。本市としても、今一番行政で水道料金の、基本料金の値下げということは、市長、考えていないですか。これ審議とは別ですけど、この辺答えできますか。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほど説明したとおり、9月9日時点で電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援策というのが設けられております。今回の5万円給付もその一環でございますが、これとは別にこの支援策に沿いまして臨時交付金が各地方自治体のほうに交付されることになっております。宮古島市におきましても、この臨時交

付金を活用しましてどういう事業ができるかということで今検討を進めているところでございます。今具体的に検討しているのは、栗国恒広議員からもありました水道料金の支援、その事業も含めまして6事業今具体的に検討をしております。ほかにもまた状況を見ながら、追加して早急に住民の生活費の高騰に対する支援事業が実施できたらというふうに思っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

大変議案以外での質疑でしたけど、今回新たな給付金事業があるということで6項目しっかり、このコロナでいろんな市民の生活打撃を受けていますので、行政のほうとしてもしっかり支援をしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎西里芳明君

住民税非課税世帯、課税世帯の線引きはどこでやっているのか。

それと、9月定例会の下地信広議員の一般質問の中で生活保護世帯にも給付するんだということだったんですけど、この9,500世帯というのは生活保護世帯も加えての数なのか教えてください。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

生活保護世帯は現在830世帯ほどになっておりますが、生活保護世帯もこの今住民税非課税世帯の9,500世帯の中に含まれてございます。

それと、住民税非課税の線引きというのは、宮古島市税条例によりまして、さっき話したように、扶養家族がない場合、所得が38万円以下ということになります。

◎西里芳明君

いや、私が聞きたいのは、年収がどれだけあれば課税世帯で、どれからあと非課税世帯となるかということを知りたいわけです。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

先ほど言いましたように、所得が扶養家族がない場合は38万円以下が非課税となります。扶養人数に応じて所得の課税状況が変わって、人数が変わってきますので、扶養がいらっしゃらない場合は38万円以下、それ以上の場合は課税がかかってくるということでございます。

◎西里芳明君

福祉部長、私が聞いているのはそこではない。この課税主体がどれだけ年収があれば課税世帯の対象になるかという話を聞いているわけで、38万円、38万円と言われてもちょっと答えになっていないんじゃないか。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

私の答えがちょっと不十分で申し訳ありません。非課税世帯は、扶養親族がいらっしゃらない場合は所得が38万円以下というふうになります。扶養人数が増えると、その所得によってまた変更、非課税とか課税になってくるということです。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時30分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてなんですが、先ほどから家計急変世帯についての質疑もありますけれども、これについて今年の6月頃にも宮古島市でやっているかなと思うんですが、その過去の実績、どのくらい相談があって、その中から給付をされた世帯がどのくらいあるのかというところを知りたいと思います。

それから、過去にもらった場合、重ねて今回給付を受けることができるのかというところもお聞かせください。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

令和3年度から住民税非課税世帯の給付金は行っておりますが、家計急変世帯につきましては令和3年度で80件で、令和4年度現在今7件ということでございますので、その令和3年度と令和4年度の実績を合わせて100件と見込んでおります。今回も、令和3年度、令和4年度の非課税世帯、また家計急変世帯は対象になります。

◎下地 茜君

令和3年度が80件で令和4年度が7件とすごく数が違うんですけれども、この辺りなぜかというところですね、一度もらった方は自動的に非課税世帯になっていくというようなことなのかなとも思ったりもするんですけれども、その減っている理由と、それからこの家計急変世帯に関しては自分でその申込みをしないといけないと思うので、周知をしっかりとしないとその方が気づかないと申込みができないと思うんですけれども、その辺りの周知をどのようにされるのかお聞かせください。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

令和3年度と令和4年度の家計急変世帯でその差があるというご質疑でございましたが、先に給付しておりましたこの住民税非課税世帯の給付事業は、令和3年度の対象になったもの以外のものが令和4年度対象となりましたので、令和3年度に家計急変があったものについて給付が行われたものについては令和4年度対象にはなりませんので、実績が落ちて令和4年度は件数が減っているものと思います。

周知については、広報誌とまた新聞等を通じて家計急変世帯の申請をしていただくようにというふうに取り組んできたところでございます。今回も広報誌や新聞等を通して家計急変世帯については申請をしていただくように、周知を徹底していきたいと思っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第93号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第3、議案第93号、令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和4年第7回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午前10時37分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和4年10月24日

宮古島市議会

議長 上地 廣 敏

議員 新里 匠

“ 下 地 茜 ”